

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害等リスク

(地震)

本市における地震の被害想定

		南海トラフ巨大地震	生駒断層帯直下型地震
震 度		5強～6弱	5強～7
建物被害	全 壊	1,900棟	20,800棟
	半 壊	12,800棟	21,100棟
死 者 数		約50人	約370人
負 傷 者 数		約1,200人	約5,100人
最 大 避 難 者 数		約34,100人	約46,800人

〈参考資料：枚方市防災ガイド（令和3年4月発行）〉

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017941.html>

(洪水)

本市には、一級河川である淀川をはじめ、府管理河川である船橋川、穂谷川、天野川など多くの河川が流れており、水防法に基づく災害リスクをそれぞれの河川ごとに示した「防災ガイド（ハザードマップ）」を作成し、住民へ周知（全戸配布）している。

〈参考資料：枚方市防災ガイド（令和3年4月発行）〉

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017941.html>

(土砂災害)

大阪府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されており、「防災ガイド（ハザードマップ）」において、住民へ周知している。

〈参考資料：枚方市防災ガイド（令和3年4月発行）〉

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017941.html>

(ため池)

本市には、ため池が散在しており、これらの堤体決壊による被害が懸念されることから、その被害が大きいと見込まれる水防ため池について「ため池ハザードマップ」を作成し、住民へ周知している。

〈参考資料：枚方市ホームページ（ため池ハザードマップ）〉

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000034304.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

2) 商工業者の状況

商工業者数 6, 591者【中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点】

中小企業数 6, 581者【中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点】

小規模事業者数 5, 463者【中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点】

事業者数 10, 074者【平成28年度経済センサス-活動調査】

3) これまでの取組

<枚方市の取組>

- ・枚方市地域防災計画の修正
- ・枚方市業務継続計画（BCP）の修正
- ・枚方市災害時受援計画の策定
- ・枚方市国土強靱化地域計画の策定
- ・枚方市総合防災訓練の実施
- ・防災ガイド（ハザードマップ）の作成及び全戸配布
- ・防災講演の実施

<北大阪商工会議所の取組>

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者向けBCPセミナーの開催と個社支援
- ・損害保険への加入促進
- ・地域で発生した大型地震・台風に関する被害状況を市内会員事業者及び事務局を預かる諸団体にFAXにて情報収集
- ・耐震化のされた施設（枚方市立地域活性化支援センター）へ支援拠点を移転
- ・非常用電源の確保

② 課題

- ・自然災害等による緊急時の取組にかかる枚方市と北大阪商工会議所の具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・効率よく被害情報を収集する仕組みが確立されていない。
- ・北大阪商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延20, 000事業者

令和4年度：4, 000事業者

令和5年度：4, 000事業者

令和6年度：4, 000事業者

令和7年度：4, 000事業者

令和8年度：4, 000事業者

- ・管内の小規模事業者に対し、セミナーや個別指導時において災害リスクや感染症リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災後速やかな支援策が行えるよう、また管内において感染症発生時には速やかに拡大防止処置を行えるよう、枚方市と北大阪商工会議所、及び関係団体との連携体制を構築する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、枚方市と北大阪商工会議所との間における被害情報報告等の情報共有の仕組みを構築する。
- ・経営指導員や職員のBCPに関する知識・ノウハウを強化する。

④ その他

- ・北大阪商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

枚方市と北大阪商工会議所は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

枚方市と北大阪商工会議所は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事務所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業所の休業への備え、水災補償等の損害 保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・広報ひらかた・会報「The NORTH」やLINE公式アカウント・DM・ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症を含むその他感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCPの策定支援

- ・北大阪商工会議所は、小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進について指導及び助言を行う。
- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援 ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取り組み状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取り組み状況を確認する。

d) 当該計画にかかる訓練の実施

- ・枚方市と北大阪商工会議所は、大阪府・市町村合同地震津波対策訓練に参加し、その中で、枚方市と北大阪商工会議所との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・北大阪商工会議所は、令和4年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・北大阪商工会議所は、関係団体と連携し、普及啓発冊子の配布や、セミナー等の共催により、事業継続計画（BCP）の普及啓発を図る。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

- ・枚方市と北大阪商工会議所は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2. 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・枚方市と北大阪商工会議所は、発災後 24 時間以内に、メール、電話等により可能な範囲で各々の職員とその家族の安否確認及び業務従事の可否確認等を行い、勤務可能な人員を把握するとともに、両者が把握している被害状況（家屋被害や道路状況等）を共有する。これらの情報をもとに、両者の協議により、応急対策の実施の可否を判断する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言等」が出た場合は、枚方市は危機管理対策本部の決定、北大阪商工会議所は事業継続計画（北大阪商工会議所版BCP（現在作成中））に基づき感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・枚方市と北大阪商工会議所との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内 1 パーセント程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地域内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により枚方市と北大阪商工会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・北大阪商工会議所は、自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び

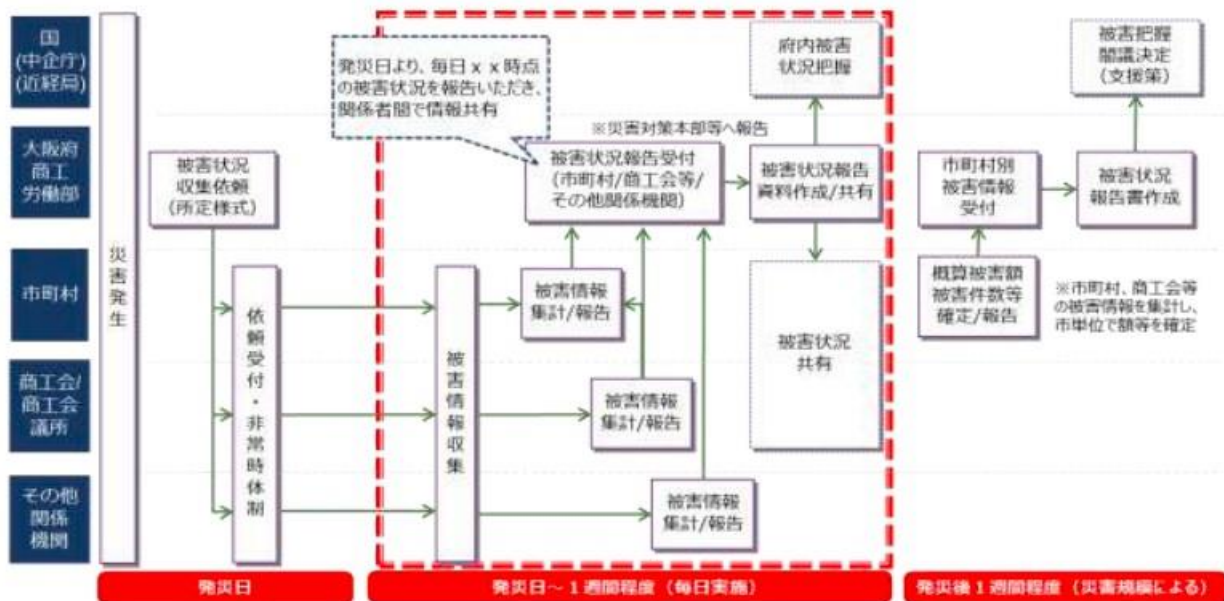
指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・枚方市と北大阪商工会議所は、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・枚方市と北大阪商工会議所は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・枚方市と北大阪商工会議所が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて枚方市又は北大阪商工会議所より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて枚方市または北大阪商工会議所より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、枚方市と北大阪商工会議所で相談・決定する。（北大阪商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・相談窓口は、安全性が確認された場合に設置する。
- ・北大阪商工会議所は、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・枚方市及び北大阪商工会議所は連携して応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、枚方市、北大阪商工会議所等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・北大阪商工会議所は、国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・枚方市は、被害規模が大きく、市職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は大阪

府等に応援要請を求める。

- 北大阪商工会議所は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供などを受け、応急対策に取り組む。

※その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

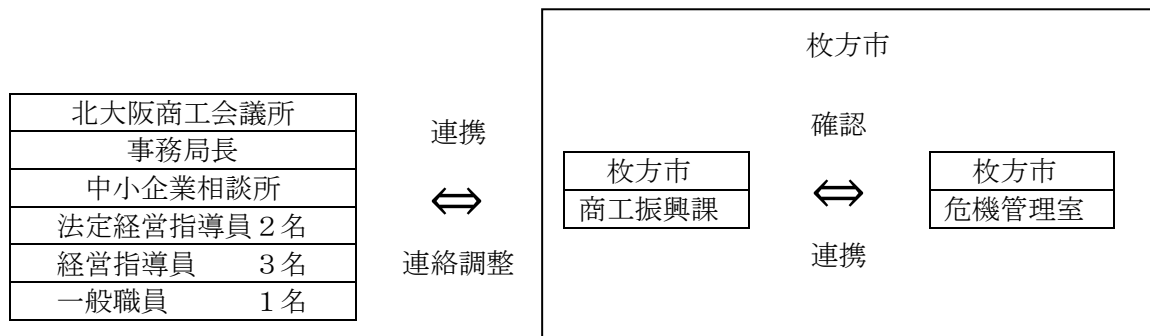
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2021年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は（3）の①を参照）

経営指導員 中島 要
経営指導員 堀家 歳史

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認・見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

北大阪商工会議所中小企業相談所

〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号輝きプラザ6階 枚方市立地域活性化支援センター内

TEL:072-843-5154 FAX:072-841-0173 e-mail sodn@kocci.or.jp

②関係市町村

枚方市 危機管理室

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL:072-841-1270 FAX:072-841-3092 Mail:kikikanri@city.hirakata.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【北大阪商工会議所】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
チラシ等作成	200	200	200	200	200
セミナー代	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・大阪府補助金・事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【枚方市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等